神戸製鋼石炭火力発電所新設・稼働差止訴訟

News Letter VOL.04

発行/2020年 4月 1日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL: 080-2349-0490

- 行政訴訟 終盤戦へ 裁判長結審の意向示す-

神戸石炭火力訴訟 民事訴訟の経過

進行協議期日 2019年(令和元年) 12月18日 午後2時@神戸地方裁判所

今回、傍聴者なしの形で行われる「進行協議期日」がありました。進行協議期日とは、口頭弁論期日のような傍聴ができる形ではなく、当事者と代理人弁護士のみが参加し、裁判の進行について協議する期日です。

前回の第5回口頭弁論期日(2019年10月15日)において、神戸製鋼に対して求めた環境影響評価書の提出や、関西電力に対して求めた神戸製鋼との間の契約書の開示について、進捗を確認しました。

まず、神戸製鋼の環境影響評価書については、裁判所が原告被告双方の主張を整理した結果、それぞれの主張の当否を判断するためには、神戸製鋼の環境影響評価に触れざるをえないとし、神戸製鋼に対して回答を検討するよう求めました。また、神戸製鋼と関西電力の一体性を示すものとして、原告側が求めてきた電力需給契約書について進展がありました。関西電力側が、「契約書を開示する必要性はない」との立場でしたが、原告が開示を求めた項目だけが分かる、黒塗りとした契約書を提出サンプルとして持参しました。このほか、主張内容の整理として、原告が主張する権利の侵害について、被告の反論に対応した主張を検討することとなりました。







第6回口頭弁論期日 2020年(令和2年) 1月28日 午後3時@神戸地方裁判所

原告より、PM2.5や気候変動についての主張を記載した書面を提出しました。なお、期日直前の12月には、オランダにおける気候変動訴訟で、「気候変動による被害は現実に切迫しており、もはや気候変動は人権侵害である」と認めたオランダ最高裁判決が出されました。原告としても、このオランダ最高裁判決を参考に主張を組み立てました。オランダの事案では政府も気候変動の原理については、事実だと認めています。一方、神戸製鋼側は、(気候変動問題は)一般論であるから「認めるか否かを明らかにする必要はない」としています。原告側からは、「温暖化自体がないという主張なのか、温暖化はあるが対策の必要がないという主張なのか、あるいは温暖化はあるが対策は十分であるということなのか、いずれなのかはっきりさせてほしい」と弁論しました。今回の口頭弁論期日においては、神戸製鋼は態度を明らかにしませんでしたが、その後の進行協議期日において、池田弁護士より「この訴訟は世界に注目されている。温暖化についてどう考えているのか、明らかにしてもらいたい。」と指摘したところ、認否を検討することとなりました。

PM2.5に関し、神戸製鋼の環境影響評価について2月末までに求釈明(明らかにするように求めていた点)の回答がなされることとなりました。原告側としては、環境影響評価の開示を受けて反論する予定をしています。関西電力からは、神戸製鋼との間の契約書が提出されましたので、原告側はこれに関しても主張を補充する予定です。

神戸石炭火力行政訴訟 行政訴訟の経過

第5回口頭弁論期日 2019年(令和元年) 11月22日 午後2時30分@大阪地方裁判所

原告側より、原告適格に関する準備書面(4)、環境影響評価の手続上の違法に関する準備書面(5)を提出しました。原告適格に関しては、アセス省令に言及されている関係地方公共団体(本件では兵庫県、神戸市、芦屋市)に居住する人には原告適格を認めるべきであると主張しました。また、神戸製鋼は発電所から20キロメートルの地域を環境影響評価の予想対象地域としていることから、この範囲に住む人、生活圏内にある人なども原告適格が認められるべきであると主張しました。環境影響評価の手続面の違法性については、神戸製鋼所の評価書は、事前に適切な情報提供がなされていない点、記載すべきものが記載されていない点、知事意見、住民意見や環境大臣意見に対して配意、考慮していない点を違法事由として主張しました。被告である国側からの反論として、「国には確定通知発出に関して広い裁量がある」という点に関し、仮にそうだとしても、裁量の逸脱・濫用がある場合として、重要となるのは基礎となる事実であって、科学の声に耳を傾ける必要があることを指摘しました。また、健康影響が生じる問題であり、環境基本法19条の国の環境配慮義務を前提に、国の裁量が限定、収縮するという点を、原告は次回期日(2/17)までに主張していく予定であるとしました。

第6回口頭弁論期日 2020年(令和2年) 2月17日 午後2時@大阪地方裁判所

原告より、被告(国)の裁量論について、反論する準備書面(6)を提出しました。国には裁量があるとしても、環境基本法19条の国の環境配慮義務を媒介として、①人権侵害がある場合にはこれを防止すること、②パリ協定を含む国際的枠組みに整合すること、などから国の裁量は限定、収縮されるものであると主張しました。そして、民事訴訟と同様に気候変動について、オランダ最高裁判決を引用し、気候変動が現実的かつ切迫している被害を発生させていること、被告(国)の主張する「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」によることの不合理性を説明しました。

この期日においては、裁判官より、「本件の性質上、早期の判断が求められると認識している。本年の夏ごろには審理の終結をして判決を出す段取りを考えている。双方当事者においても、それに向けて準備をお願いしたい。」と今後の進行について、意見がありました。原告側からは、大気汚染や気候変動についての被害論や専門家証人の準備をしてゆきたいと、進行について意見を出し、被告側からは、原告の主張が出そろってから反論の機会を頂きたいと意見がありました。今後、行政訴訟は終盤戦に入ることとなりました。最後まで、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

原告の声「電気は関電、儲けは神鋼、汚染は芦屋」

インドでは既に小麦生産に温暖化による影響が出ています。日本でも海水温の上昇でとれる魚が変わってきています。気候変動は、私たちの食料に影響を与えてきています。食料自給率が低い日本は、外国での食料事情の変化をもろに受けることになるのではないでしょうか。もう対策は「待ったなし!」の状況なのに、なぜ石炭火力発電所を作り続けるのでしょうか?私がこの裁判の原告になった理由の一つは、気候危機をこれ以上深刻にしてはならないという思いです。私が住む芦屋市には、芦屋川と宮川という小さな川があります。兵庫県のハザードマップでは1000年に一度の雨が降ったら、二つの川は氾濫し、市内の南半分が水没するとされています。2018年の台風では市南部埋め立て地に立つ高級住宅街と宮川沿いの地域が浸水しました。気候危機の下では災害は忘れる間もなくやってくる。昨年は千葉県を3度の台風が襲いました。温暖化は台風を強く、大きくします。

神戸製鋼の石炭火力発電所は、大気汚染物質も吐き出します。その汚染物質が最大濃度でやってくるのが芦屋市だと神戸製鋼が言っています。え!それはないでしょう。つくられる電気も、納められる税金も芦屋には全く入ってこないのに、汚染物質は芦屋の街に降り注ぐ?私が原告になった理由の二つ目は、**わが街の空気をこれ以上汚してくれるなという思い**です。先日の行政訴訟の期日で、裁判長は結審の時期について言及されました。行政訴訟は終盤戦のようです。皆さんの応援をお願いします!

トピックス オランダ最高裁 危険な気候変動被害は国民全体の人権侵害

近年、市民やNGOが原告となり、政府などを被告とし、気候変動対策の強化を求める気候変動訴訟が世界で広がっています。(神戸石炭火力訴訟もその一つです)その数は、2019年7月末の時点において、1,300件を超えています。なかでも、特に注目される裁判が、2013年から始まったオランダ政府に温室効果ガス排出削減目標の引き上げを求めた訴訟です。裁判は、原告が1審、2審で勝訴し、2019年12月20日にオランダ最高裁においても、原告が勝訴。完全勝利となりました。裁判所は、オランダ政府に対し、2020年末までに1990年比25%の温室効果ガスを削減するよう命じました。

危険な気候変動による被害は人権侵害

気候変動を司法に問う際の一つの障壁として、気候変動対策には様々な選択肢が存在し、社会・経済的影響を含む 政府の裁量によって解決されるべき問題と考え、信じられてきた面がありました。今回の裁判においても同様で、オランダ政府は、「気候変動対策は政治的な交渉によるもので行政・立法府の裁量に委ねられている」と主張していました。 しかし、オランダ最高裁は、異常気象や海面上昇、食糧危機など、危険な気候変動による深刻な影響は、オランダ国民のほとんどすべてといってもよい人々(特に若年世代)にとって、「既に現実で切迫した人権侵害である」としました。 また、「人権侵害から国民を守るのは裁判所の職責」と述べ、国の主張を退けました。そして、国に対して「重大な人権侵害から国民を保護する義務がある」と述べ、国が実効性のある気候変動対策をとる義務を法的責任として認めました。



SAMEN SNELLER DUURZAAM

#CLITTIALECCA

勝訴判決を受けて SNSに投稿されたもの

2020年25%削減は先進国最小限の義務

オランダ判決では、気候変動への応分の責任として、裁判所はこれまでのIPCC(気候変動に関する政府間パネル)による科学的知見と、毎年のCOP(国連気候変動枠組条約締約国会議)における決定が重視されました。気温上昇を2℃未満に抑制するためには、先進国の2020年における削減目標として、1990年比25~40%削減は国際社会のコンセンサス(合意)になっていたと認め、最下限である25%削減は国の義務であるとしました。

オランダ判決を受けて 日本はどうか?

日本の2020年目標を見てみましょう。当初、1990年比25%削減としていたものの、2011年の東電・福島第一原発事故によるエネルギー政策の混乱を理由に、1990年比4.2%増加に変更されました。日本も先進国として、応分の責任を果たせているでしょうか?そのうえ、さらに気候危機など存在しないかのように、神戸をはじめ、新設石炭火力の建設を次々と認めてきました。政治や行政が対策に足踏みするなかで、裁判所の役割が期待されます。オランダ判決の真髄を日本の裁判所へも訴えるべく、神戸・大阪の両裁判所へも書面を提出しました。日本の司法も、気候変動は人権侵害であると捉え、国の責任を明確にし、必要な対策を講じるよう命じる判決を求めていきます。

アクション お金の流れを脱炭素に! 広げよう 市民のダイベストメント

銀行に預けたお金の行き先は?

銀行口座を持っていて、お金を預けている方も多 いと思います。(預金額の大小はさておき…)自分が 銀行に預けたお金の行き先まで考えたことはありま すか?もしかしたら、その行き先は、預金者の意思 に反して、気候変動の原因となる化石燃料の開発、 大量にCOっを排出する事業に関与しているかもし れません。

これまでの神戸製鋼所の電力事業 資金調達先

神戸製鋼所が進める電力事業について考えてみま しょう。現在稼働中の1-2号機については、2001 年に1,650億円の資金調達が行われました。その 調達先の金融機関は、日本政策投資銀行、みずほ コーポレート銀行、UFJ銀行、三井住友銀行などで あることが分かっています。また、2019年に営業 運転を開始した、栃木県真岡市にある天然ガス火力 発電所についても、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、 三井住友銀行などから、760億円の資金調達を 行っています。(銀行名は発表時のもの)

神戸発電所3-4号機の資金調達先は?

現在、裁判において稼働・差し止めを求めている神 戸発電所3-4号機についても公開資料をもとにリ サーチしてみました。プレスリリースによると 2,400億円程度の資金調達が行われました。しか し、資金調達先の金融機関名については「調達契約 上の守秘義務により開示できません」となっていま

@kobecoalfiredpowerplant









神戸の石炭火力発電を考える会 ↑サポータhttps://kobesekitan.jimdo.com/ 申し込みフォーム

お知らせ 今後の裁判期日について



裁判の傍聴に関して

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、裁判所にお いても感染防止の対応策として、原告席、傍聴席が大 いただけ

民事訴訟

日時:201

場所:神戸

裁判期日 ともない、

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、 当面の裁判期日は取り消しとなりました。 最新の情報はHPをご確認ください。

して4月28日に開催します。

す。昨今、石炭火力事業全体へ厳しい視線が注がれ ることもあり、非公開にしたという見方ができそう です。おそらく、調達先は、これまで関係のあるメガ バンクが中心となっている可能性が高いでしょう。

お金を預ける銀行をシフトしよう!

このように銀行は、火力発電所の建設計画への融 資、石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の開発に 関わる企業へ融資・投資を行っています。こうしたお 金の流れを変えることを目的とした「ダイベストメン ト」という運動が広がっています。インベストメント (投資)の反対語で、化石燃料関連産業からお金を撤 収する動きのことです。世界では大きな動きになっ ており、1,110以上の機関が実施し、その運用資産 総額は約1.185兆円に達しています。個人でも、化 石燃料ビジネスへの投融資をやめるように銀行に促 すべく、銀行口座をシフトしてみませんか?

金融機関へのキャンペーンを行っている国際環境 NGO「350.org Japan」によると、Let's DIVEST!キャンペーンにおいて、1,000人以上 が個人口座を乗り換え、その総額が29億円を超え たとなっています。引き落とし先の変更などが手間 で…と、先延ばしにしてしまいがちですが、気候危機 を回避するために、少しでもアクションを起こしてみ ませんか?Let's DIVEST!キャンペーンのHP では、おすすめの銀行も紹介されています。ぜひ、切 り替え先を検討する際の参考にしてください。

https://world.350.org/ja/lets-divest/

@kobesekitan

開催致し せていた Pにて)